明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令（**経済産業・国土交通**一）　一
○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（**国土交通**六八）　八
○海難審判法施行規則の一部を改正する省令（**同**六九）　一三
○宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令（**同**七〇）　一六
○船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令（**同**七一）　一六
○放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令（**同**七二）　一六
○地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令（**同**七三）　一七〇
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（**同**七四）　一七三
○航空法施行規則の一部を改正する省令（**同**七五）　一七六

〔告　示〕

○住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項及びその確認の方法を定める等の件の一部を改正する件（**消費者庁・国土交通**一）　一七八
○建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示（**経済産業・国土交通・環境**三）　一七九
○建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示（**国土交通**九七四）　三五二
○確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件等の一部を改正する告示（**同**九七五）　三五五
○評価方法基準の一部を改正する件（**同**九七六）　三五九
○膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件等の一部を改正する告示（**同**九七七）　三六六
○低騒音型建設機械の指定に関する件（**同**九七八）　三六四

省令

○経済産業省・国土交通省令第一号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行に伴い、及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第三号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝
国土交通大臣　斉藤　鉄夫